

令和7年度予算編成方針について

少子高齢化の進展や人口減少、様々な分野における人手不足、気候変動や物価高騰など、県政を取り巻く環境は急速に変化し続けている。

本県においては、こうした喫緊の課題への対応とともに、将来にわたって輝き続けていけるよう、新しい時代に向かって構想力を持ち、創造性を発揮しながら、デジタルトランスフォーメーション（DX）やグリーントランスフォーメーション（GX）の社会実装をはじめ、生産性の向上等による賃上げを起点とした経済の好循環の実現など、新たな時代へ向けた取組にもチャレンジしていく必要がある。

一方、県財政の将来見通しを示す収支試算では、公債費や社会保障関係経費の増嵩などにより、令和7年度も引き続き収支不足が見込まれるところである。また、本県の財政は依然として自主財源比率が低く、国の方針に大きな影響を受ける状況である。このため、引き続き収支改善対策や将来負担の低減に取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、令和7年度当初予算編成においては、徹底した既存事業の見直しにより、新規・拡充事業の財源を生み出すとともに、歳入への意識を高め、財源措置について幅広く情報を収集して必要な財源の確保を図るなど、選択と集中による戦略的な財政運営を推進することを基本方針とし、下記のとおり編成する。

なお、国の地方財政計画における一般財源総額の状況など、今後の情勢の推移によっては、予算編成の見直しもあり得る。

1 予算編成（一般会計）の基本的な考え方

(1) 年度を通ずる予算の編成

歳入・歳出予算ともに年度を通ずる予算を編成する。

(2) 歳入確保対策の強化

国の交付金・補助金・委託金、民間資金等を最大限に活用しながら、税源の涵養につながる施策を推進する。また、未利用財産の活用・売却・貸付け及び受益者負担の適正化による財源確保を図るなど、歳入確保対策を強化する。

(3) 経営資源の重点的・効果的な活用

全ての事業について、必要性及び効果を検証し、前例踏襲主義に陥ることなく、市町や民間との役割分担を含め、事業内容、規模をゼロベースで見直す。

その上で、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題への対応や更なる県勢発展のため、EBPM（データに基づく政策立案）の推進を通じ、真に必要な施策への転換を図り、限られた経営資源を重点的・効果的に活用する。

(4) 真に必要な社会資本の整備

事業の必要性や緊急度、効果等を十分に検討した上で、県勢の発展に不可欠な大型事業に取り組むとともに、継続的に実施する通常事業を確保し、県民生活に必要な社会資本整備を着実に推進する。

2 予算要求の考え方

予算要求に当たっては、上記の「1 予算編成（一般会計）の基本的な考え方」を十分に踏まえ、県政運営上の諸課題に対する問題意識及びコスト意識を更に高め、内容を精査すること。なお、国の制度や補助金の改廃分を、安易に県の制度等として要求することは厳に慎むこと。

(1) 歳入確保対策の強化

ア 国の交付金・補助金・委託金、民間資金等の活用

国の交付金・補助金・委託金、民間資金等を最大限に活用するため、国の財政措置、民間企業・団体の各種助成制度などについて、幅広く情報を収集するとともに、利用できる財源がない場合は、国等に対し、財政措置の創設や制度改正を積極的に提案するなど財源獲得に向けて、あらゆる手段を講ずること。

(ア) デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生応援税制の活用

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ及びデジタル実装タイプ）を最大限活用するため、全国の事例（内閣官房・内閣府の地方創生総合情報サイトに掲載）も参考に事業内容を磨き上げ、採択に向けて積極的に取り組むこと。

なお、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業及び地方創生応援税制が適用される県外の企業からの寄附金（以下「企業版ふるさと納税」という。）の充当事業については、政策部、財政課及び税政課で決定し、事業内容等を調整する。

(イ) 令和7年度の国の重要政策への対応

令和7年度の国の重要政策（「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等を参照すること。）で、県で対応する必要があるものについては、早期に情報を収集し、国庫を最大限活用の上、予算要求を行うこと。

イ 有利な県債の活用

緊急防災・減災事業債をはじめ、償還時に地方交付税措置のある県債を最大限に活用すること。

ウ 寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税）の活用

個人からの寄附金については、税政課においてふるさと納税ポータルサイトなどを通じた寄附の収納を行っているため、県内外の住民から寄附金が得られる見込みのある事業については、積極的に活用すること。

また、県内外の法人・団体からの寄附（企業版ふるさと納税を含む。）についても、佐賀県における地方創生の取組を県内外の法人・団体にアピールすることで寄附金を獲得するなど、積極的に活用すること。

なお、寄附金の収納方法や財源充当などの詳細については、別途税政課から通知する。

エ 自主財源の確保

未利用財産の活用・売却・貸付け及び行政サービスに対する受益者負担の適正化を図るほか、広告収入など様々な工夫や手法を用い、自主財源の確保を図ること。

(2) 経営資源の重点的・効果的な活用

ア 歳出予算の区分

歳出予算は行政的経費と政策的経費に区分し、別途通知する要求上限額の範囲内において要求すること。（「3 予算経費区分」参照）

ただし、令和7年度地方財政計画における一般財源総額の状況により、要求基準の取扱いを変更することもあるので留意すること。

イ 事業のスクラップアンドビルド

新規事業の予算要求に当たっては、必ず既存事業を廃止又は縮小するなど、予算編成の過程において、事業のスクラップアンドビルドによる施策の活性化を図ること。

既存事業については、安易に継続するのではなく、効果と課題を検証した上で徹底した見直しを行い、既に役割を終えた事業は廃止すること。

※スクラップアンドビルドの視点

- ・目的達成のための事業として最も効果的か。
- ・費用対効果が最も高い手段となっているか。
- ・時代の変化に対応した事業内容となっているか。
- ・官と民、県と市町の役割分担の観点から県として実施することが妥当か。
- ・施策体系の中で明確に位置付けられているか。

ウ 事業終期の設定（サンセット方式）

政策的経費の予算要求に当たっては、事業終期を設定すること。なお、事業期間内において成果目標を達成し、終期において事業を廃止又は縮小すること。

エ 決算等の実績を勘案した適切な見積もり

令和5年度決算においても依然として多額の不用額が生じていることから、決算額の推移及び令和6年度の予算執行状況を勘案し、過大な要求とならないよう所要額を適切に見積もること。

オ PPP/PFI手法の活用

公共施設を整備する場合は、他の自治体における類似事例の情報収集を行い、積極的に民間活力を導入すること。

また、「佐賀県PPP/PFI手法導入優先的検討の手続に関する規程」において、優先的検討の対象となる事業については、構想段階で必ず行政経営室と協議の上、同規程に基づき決定した事業手法により要求すること。

なお、行政経営室との協議を経していない場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

カ CIO査定

情報システムの開発・更新や運用管理のほか、通信ネットワークの構築・更新、情報化関係の機器整備などの情報化関連事業の要求に当たっては、具体的な積算内訳が明記された見積書を原則として複数の業者から徴取し、所要額を適切に見積もること。

また、CIO査定は予算査定の一環であることから、CIO査定を経ていない場合は予算計上を認めないことに留意すること。

なお、CIO査定の詳細については、別途行政デジタル推進課から通知する。

キ 広報協議

事業の目的を達成するためには、事業の展開スケジュールに沿って、適切な広報計画に基づいて広報展開を図る必要があることから、広報に係る政策的経費の予算については、広報広聴課と協議し、事業目的を達成するために必要な広報の手法、時期、ターゲット、予算規模等の方向性についてアドバイスを受けて要求すること。

なお、広報協議の詳細については、別途広報広聴課から通知する。

ク 内部管理経費の縮減

D Xの最大限の推進や市町との共同調達等によりシステム開発費用や維持管理費用のコスト縮減に努めるなど、内部管理経費の縮減に向け不断の見直しを行うこと。

(3) 真に必要な社会資本の整備

投資的経費は、別途通知する要求上限額の範囲内において要求すること。

事業の必要性、緊急性、効果、事業箇所の優先順位等を総合的に検討の上、真に必要なものについて要求すること。また、事業箇所については、以下の基準を全て満たすこと。

- ① 事業箇所の重点化が図られていること
- ② コスト縮減の徹底が図られていること

あわせて、国の概算要求の状況及び予算編成の動向を十分見極め、適切に見積もること。

(4) D X、G Xの推進

デジタル技術を活用し、社会や暮らしに変革をもたらすD X（デジタルトランスフォーメーション）について、庁内の業務改革はもとより、県民の豊かな暮らしを実現するため、各分野において取組を推進すること。

また、脱炭素・温暖化対策の実行により事業者の成長・発展を実現するG X（グリーントランスフォーメーション）について、国の動向等にも留意しつつ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進すること。

(5) その他

ア 国の制度創設等への対応

予算編成の過程において、国の制度創設・改正等が判明したものについては、当初予算に確実に反映させること。

イ 複数の部局等に関わる課題への対応

事業が他部局等に関係する場合、部局間で十分な協議・調整を行った上で要求すること。
なお、協議・調整が不十分な場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

ウ 施策に対する意見等への対応

県議会での議論、各種団体からの要望、監査委員の指摘事項等については、当該意見を踏まえて事業内容を十分に検討した上で要求すること。

エ 会計年度任用職員等の配置

会計年度任用職員、特別職非常勤職員の配置については、事務・事業の状況のみならず、当該所属の組織体制や佐賀県行財政運営計画2023等を踏まえた総合的な判断が必要であることから、要求に当たっては、事前に行政経営室と協議すること。

なお、配置協議の詳細については、別途行政経営室から通知する。

オ 外部との協議・調整

以下の事業については、調整の円滑化を図るため、該当する市町に対しあらかじめ情報を提供すること。

なお、詳細については、別途市町支援課から通知する。

(ア) 新たに市町の財政負担を伴う事業

(イ) 負担率の改定等を行う事業

(ウ) 県の補助や負担を廃止する事業

(エ) その他情報提供が必要な事業

また、関係団体、地権者、受益者等との協議を要する場合は、あらかじめ十分な調整を行い、事業の実施条件が整うものに限り要求すること。

カ 物価変動への対応

要求に当たっては、人件費等の最新の実勢価格等を適切に反映すること。

キ 予算科目の変更

行政組織規則の改正等に伴い予算科目を変更する必要がある場合は、事前に財政課と協議すること。

3 予算経費区分

令和7年度当初予算（一般会計）の予算経費区分は、以下のとおりとする。

ただし、いずれに区分すべきか判断し難い場合は、財政課と協議すること。

(1) 行政的経費

所属の管理運営や法令に基づく事務など予算措置に政策的判断を要しない経費

ア 義務的経費

(ア) 人件費

給与費以外の経費

(イ) 扶助費

法令に基づく経費

(ウ) 公債費

繰上償還以外の経費

イ 投資的経費

- (ア) 普通建設補助事業費及び普通建設単独事業費
公用車の更新、県有施設の軽微な改修等に係る経費
- (イ) 臨時経費
臨時的な経費で、経費区分協議により財政課長が適当と認めたもの
- ウ 一般経費
 - (ア) 準義務的経費
 - a 法令、国の制度等で定められている義務的な経費
 - b 国庫返納金
 - c 預託金・利子補給に係る経費（過年度の貸付決定分に限る）
 - (イ) 臨時経費
臨時的な経費で、経費区分協議により財政課長が適当と認めたもの
 - (イ) その他行政経費
所属の管理運営に係る光熱水費など（ア）及び（イ）以外の経費
- (2) 政策的経費
行政的経費及び給与費以外の経費
 - ア 義務的経費
 - (ア) 人件費
給与費以外の経費
 - (イ) 扶助費
財政課長が認めた経費
 - (ウ) 公債費
繰上償還分
 - イ 投資的経費
 - (ア) 臨時・大型事業等経費
臨時的かつ大型の経費で、経費区分協議により財政課長が適当と認めたもの
 - (イ) 臨時経費
臨時的な経費で、経費区分協議により財政課長が適当と認めたもの
 - (ウ) 普通建設補助事業費
 - (エ) 普通建設単独事業費
 - (オ) 国直轄事業負担金
 - (カ) 災害復旧事業費
 - ウ 一般経費
 - (ア) 準義務的経費
 - a 法令、国の制度等で定められている義務的な経費
 - b 繰出金
 - c 基金積立金
 - (イ) 臨時経費
臨時的な経費で、経費区分協議により財政課長が適当と認めたもの
 - (ウ) 特定経費
県の政策として中長期的な視点から取り組む経費で、経費区分協議により財政課長が

- 相当と認めたもの
 (エ) 政策推進費
 一般経費のうち(ア)～(ウ)以外の経費

(3) 給与費

4 予算要求基準

(1) 要求基準

令和7年度当初予算の要求基準は以下のとおりとする。経済対策等については、年間所要額とする。

経費区分		要求基準	
行政的経費	義務的経費（人件費、扶助費、公債費）	年間所要額	
	投資的経費	普通建設補助事業費 普通建設単独事業費	財政課が提示する額の範囲内（県債を含む一般財源ベース） ただし、国の公共事業が大幅に見直される場合は、その内容を踏まえて変更する場合がある。
		臨時経費	年間所要額
	一般経費	準義務的経費	年間所要額
		臨時経費	年間所要額
		その他行政経費	財政課が提示する額の範囲内（一般財源ベース）
	政策的経費	義務的経費（人件費、扶助費、公債費）	年間所要額
投資的経費		臨時・大型事業等経費	年間所要額
		臨時経費	年間所要額
		普通建設補助事業費 普通建設単独事業費 国直轄事業負担金	財政課が提示する額の範囲内（県債を含む一般財源ベース） ただし、国の公共事業が大幅に見直される場合は、その内容を踏まえて変更する場合がある。
		災害復旧事業費	年間所要額
一般経費		準義務的経費	年間所要額
		臨時経費	年間所要額
		特定経費	年間所要額
		政策推進費	財政課が提示する額の範囲内（一般財源ベース）
給与費		年間所要額	

※留意事項

- ①要求基準内であっても、査定の対象とする。
- ②内容の見直しにより政策的判断を要することとなった事業は政策的経費として要求すること。
- ③部局等間で事業を所管替する場合は、速やかに財政課に報告すること。
- ④令和7年度地方財政計画における一般財源総額の状況により、要求基準の取扱いを変更することもあるので留意すること。

5 特別会計及び公営企業会計の予算編成

(1) 独立採算の原則

事業規模を適正化し、独立採算の原則を堅持すること。

(2) 予算経費区分

特別会計の予算については、一般会計の政策的経費に準じて要求すること。

(3) 要求基準

特別会計、公営企業会計のいずれについても、年間所要額を見積もること。